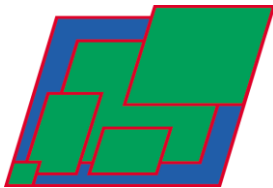


電気事業における労使関係について



全国電力関連産業労働組合総連合
令和6年9月2日

1. 電力総連の概要	2
2. 電力総連の沿革	3
3. 産業レベルにおける労使関係.....	4
4. 各加盟組合における労使関係.....	5
5. 春季生活闘争の流れ	9
6. 至近のストライキ実績と争議行為のルールについて	11
7. 電力の安定供給に対する取り組み	13
8. 最後に	14

構成総連(12)	部会組織(4)	電力部会
北海道電力関連産業労働組合総連合	電力部会	北海道電力労働組合(4, 676名)
東北電力関連産業労働組合総連合	電工部会	東北電力労働組合(10, 083名)
関東電力関連産業労働組合総連合	検集部会	東京電力労働組合(23, 460名)
中部電力関連産業労働組合総連合	電保部門	中部電力労働組合(12, 611名)
北陸電力関連産業労働組合総連合	業種別連絡会(10)	北陸電力労働組合(4, 291名)
関西電力関連産業労働組合総連合	発電所保守部門	関西電力労働組合(15, 741名)
中国電力関連産業労働組合総連合	設計・工事部門	中国電力労働組合(6, 959名)
四国電力関連産業労働組合総連合	不動産・ビル管理部門	四国電力労働組合(4, 227名)
九州電力関連産業労働組合総連合	環境・広告部門	九州電力労働組合(9, 393名)
沖縄電力関連産業労働組合総連合	計器・電気機器部門	沖縄電力労働組合(1, 809名)
日本原子力発電関連企業労働組合総連合	ポール・送配電線路部門	日本原子力発電労働組合(717名)
電源開発関連労働組合総連合	発電・燃料部門	電源開発労働組合(1, 745名)
加盟組合: 240組合 組織人員: 197, 304名 (2024年5月末実績)	交通運輸部門	JERA労働組合(3, 335名)
	情報・通信部門	日本原燃労働組合(2, 126名) (スト規制対象外)
	サービス・一般部門	14単組: 101, 173名

※送配電部門の法的分離による分社化後も、**電力部会の加盟組合は単一労働組合を維持**

年	内 容
S21 (1946)	日本電気産業労働組合協議会(電産協)結成
S22 (1947)	日本電気産業労働組合(電産)結成
S29 (1954)	全国電力労働組合連合会(電力労連)結成
S31 (1956)	電産・第11回臨時大会(地方本部ごとの解散を決める)
S40 (1965)	全日本電力労働組合協議会(全電力)結成
S44 (1969)	全国電力関連産業労働組合協議会連絡会議(全国電労協)結成
S56 (1981)	全国電力関連産業労働組合総連合(電力総連)結成 ※4つの全国組織と10の地方電力総連で構成 129組合209, 523名
H 5 (1993)	電力総連 単一産別化 ※10の地域別組織と2つの職域組織で構成 197組合245, 000名
H 8 (1996)	電力総連・全電力統一大会(産別統一の実現) ※224組合259, 380名

3-1 電力中央労使会

目的	産業大の基本的な諸問題について相互理解を深めることによって、電気事業の発展に寄与する。
出席者	組合側: 電力総連三役および執行委員 経営側: 電気事業連合会役員および各部長 送配電網協議会各部長
開催頻度	年2回程度
近年の主な意見交換テーマ	・労使双方からの動向や取り組み等に関する報告 ・安全衛生関係、人材確保関係、女性活躍関係、産業構造の変化等の意見交換

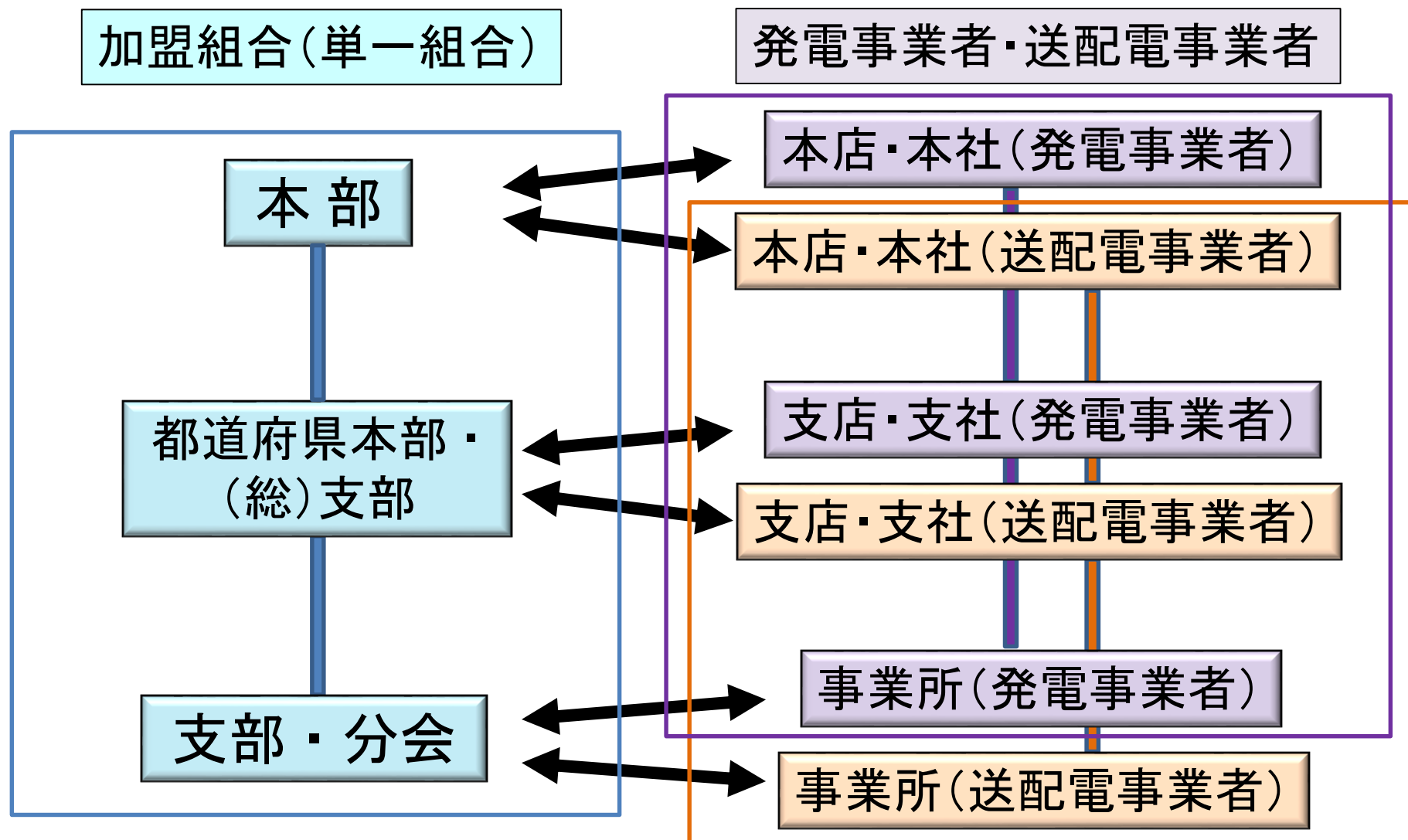
3-2 電気事業労使会議

目的	電気事業の直面する課題について、労使の意思疎通をはかり、相互理解をいっそう深める。
出席者	組合側: 各電力労組の委員長、電力総連関係者 経営側: 各電力会社の社長、電事連関係者
開催頻度	年1回程度
近年の主な意見交換テーマ	・脱炭素化関係、原子力関係、人材確保関係、安定供給関係ほか

3-3 その他の取り組み

- ・安全衛生に関する要請
- ・電力関連産業の政策に関する情報連携 等

4-1 労使の交渉窓口



※ 従業員全般にわたる主要な労働関係については、すべて本部とそれに対応する会社側機関において交渉する。

4-2 団体交渉

(1) 交渉事項

- 労働協約の改定に関する事項
- 労働条件の設定改廃に関する事項
- 会社または組合において必要と認めた事項 など

(2) 具体的事例

- 労働協約の改定
- 賃金・賞与交渉
- 給与制度の見直し
- 福利厚生制度の見直し
- 36協定の締結
- 災害時による労働基準法33条の適用 など

(参考) A労働組合

令和5年度交渉実績：37件

4-3 労使協議

(1) 付議事項

- ・業務運営の企画改善に関する事項
- ・従業員に直接関係ある諸規程の制定改廃に関する事項
- ・技能および能率の向上に関する事項
- ・安全衛生の改善に関する事項 など

(2) 具体的事例

- ・経営計画
- ・決算
- ・採用計画
- ・組織・業務運営体制の見直し
- ・災害に伴う応援対応 など

(参考) B労働組合

令和5年度協議実績：231件

4-4 労働協約の締結状況

法的分離以降、労働協約については各加盟組合が分社化後の個々の会社と締結。

有効期間は、「2年」としている加盟組合が多い。

C労働組合 労働協約(抜粋)

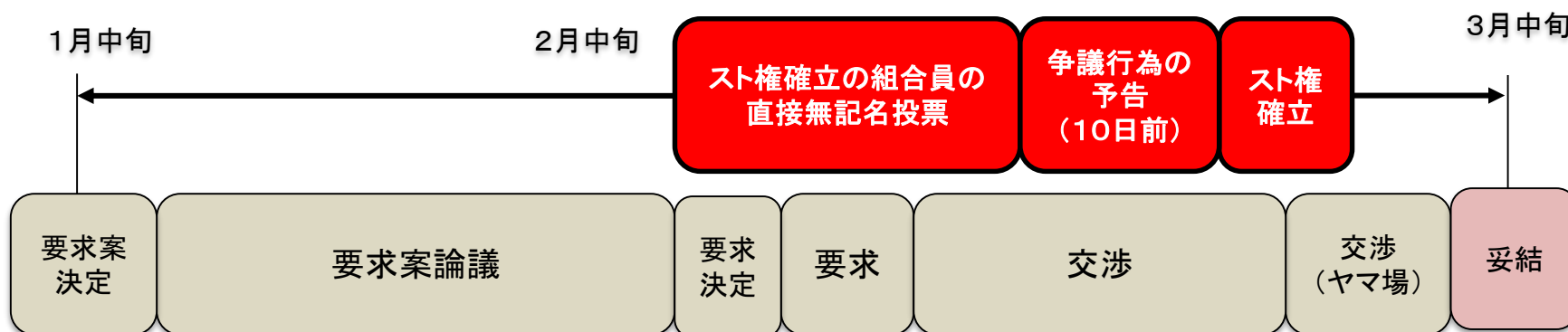
電気事業は、高度の公益性を有する基幹産業であり、その発展はわが国産業の興隆、国民生活の安定に大きく寄与するものである。かかる重要性に鑑がみ、労使双方は相互の理解と信頼の上に立って企業運営の円滑化を図り、生産性の向上、労働条件の向上に努めるものとする。

4-5 その他の取り組み

労使共通の重要課題については「労使委員会」等の場を設置し、適宜意見交換を実施。

5-1 要求案決定から妥結に至る流れ

B労働組合の 春季生活闘争 のプロセス (スト権確立を含む)	① 要求案決定から要求まで職場オルグなどの機関手続きを行う。 ② 労組法に基づくスト権確立について組合員の直接無記名投票を行う。 ③ 要求から妥結まで約1ヵ月にわたり交渉。ヤマ場の前に労調法に基づくスト予告の実施。
---	--



【注】スト権確立と争議行為の予告について

スト権確立とは、各労働組合の組合員の投票による総意(過半数)に基づいて、労調法上の争議行為の予告を行い争議行為実施権を確立することをいう。なお、労調法に基づく争議行為の予告は電力総連が一括して行っている。

※ 2024春期生活闘争におけるスト賛否投票結果(電力部会全体)
組織人員比賛成率 95.1%

5-2 春闘時におけるスト権確立の状況等

春闘においては、基本的に「労働組合法」並びに「労働関係調整法」に基づきスト権の確立を行っている。

※社会的影響や職場実態などの取り巻く情勢を見極めスト権の確立を判断している。

	内 容
2022春闘	スト権を従来通り確立したうえで、交渉を展開し、交渉ヤマ場において労使がそれぞれ主張を闘わせていたが、福島県沖地震が発生し、災害復旧を優先すべく、労使による相互理解のもと、東北電力労働組合は <u>交渉を一時中断する対応を行った。</u>
2024春闘	北陸電力管内においては、令和6年能登半島地震により、多くの電力設備に被害が生じたため、早期復旧に向け労使を挙げて懸命に対応をはかっていたなかで、北陸電力労働組合は、 <u>災害復旧を最優先するため、労働関係調整法に基づく公益事業のスト予告を実施せず、スト権は確立しなかった。</u>

6-1 至近のストライキ実績

年	内 容
S49 (1974)	賃金引き上げ額の相違により各労組(一部除く)本店などの職場放棄などを実施
S53 (1978)	賞与額の相違により本店勤務組合員の全員無期限職場放棄などを実施(A労組)
S54 (1979)	賃金引き上げ額の相違により指定する現業機関の通常勤務者の職場放棄などを実施(B労組)
S57 (1982)	賃金引き上げ額の相違により組合員の10%の職場放棄などを実施(C労組)

※スト規制法第二条に抵触しない範囲内での職場放棄、事務ストなどを実施。
なお、昭和57年以降、ストライキの実績はない。

6-2 争議行為のルール

スト規制法の対象となっている全ての労働組合で、争議行為に関して労働協約や覚書等で定めている。

争議行為 (C労組労働協約)	① (平和主義) 会社と組合との間に団体交渉又は協議がまとまらず紛議を生じたときでも、更に<u>双方誠意を尽くして、あらゆる平和的な手段により、その解決に努める。</u> ② (事前通知) 争議行為を行なおうとする場合は、<u>相手方に対し、その争議行為をなす日時及び場所並びにその争議行為の方法等を、具体的に通知するものとする。</u> ③ (争議不参加者) 組合が争議行為を行なう場合においては、<u>争議の早期解決のため、特定の従業員は争議に参加しないものとする。ただし、その職種および人員については、会社組合協議して定める。</u>
---------------------------	---

※下記のとおり、各大会議案書などにも電力の安全・安定供給に関することが記載されており、使命感や責任感は電力システム改革以降も不変である。

記載個所	記 載 内 容
電力総連 第43回定時大会 議案書 (令和5年9月7日)	働く者の強い使命感と長年気づき上げてきた現場力に自信と誇りを持ち、仲間の連帯と団結を大切にしながら、電力関連産業の健全で持続的な発展に向けた運動を展開していかなければならない。
D労働組合 令和6年度定時大会 議案書	安定供給という公益的使命を果たし続ける中、レジリエンスの強化や分散型電源拡大による需給構造変化への対応など難しい課題に直面しており、改善活動やDXによる業務変革に取り組むとともに、先端技術なども活用しながらグループ全体で総力を挙げて「新たな安定供給の実現」に挑戦していかなければならない。
E労働組合 令和6年度定時大会 議案書	いつ、いかなる時も、国民生活に不可欠な電力の安全・安定供給を支える原動力は、全ての働く仲間が築き上げてきた技術・技能など、高い「現場力」であり、このことは今後も不変である。

- 電力労使は、いかなる環境にあっても、国民の命と暮らしを支える電力の安定供給や自然災害時の迅速な復旧など日夜懸命に取り組んでいる。
- また、電力労使においては、対等の立場に立ち健全な労使関係を築いている。
- 電力の関係労使の労働協約では、争議行為において電気の供給に支障を生じさせない措置を講じている。
- このような状況に鑑みても「労働関係調整法」の公益事業の規制に服することで十分であり、スト規制法は速やかに廃止し、電力労働者の労働基本権を回復していくべきである。

【参考】 令和 6 年能登半島地震における復旧に向けた対応

15

〔応援期間（1月2日～1月31日）〕 応援者延べ4, 754名

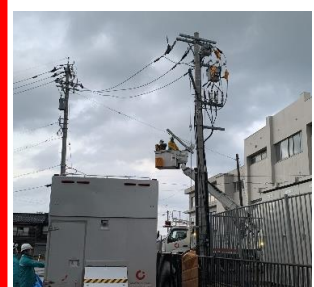
関西電力送配電



中部電力パワーグリッド



北陸電力送配電



東京電力パワーグリッド



東北電力ネットワーク



北海道電力ネットワーク



中国電力ネットワーク



四国電力送配電



九州電力送配電

